

令和8年度第1回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和8年4月23日（木）13：30～13：50
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 福本教育長
正司委員 今井委員 山下委員 本田委員 吉井委員
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 2名（一般2名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（福本教育長）

それでは、教育委員会会議を始めます。

本日は、議案1件、協議事項2件、報告事項2件です。まず、非公開事項についてお諮りいたします。議題のうち、報告事項2については、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして非公開としたいと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。

（賛同）

（福本教育長）

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

教第1議案 令和9年度使用教科用図書の採択要領について

（福本教育長）

教第1号議案、令和9年度使用教科用図書の採択要領について、事務局より説明をお願いします。

（篠原中等教育担当課長）

1 基本方針に則りまして、令和9年度使用教科用図書を採択することとします。2 採択までの手続について、（1）小学校は令和5年度に採択した教科書、（2）中学校は令和6年度に採択した教科書を令和9年度に使用することとします。

（3）小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部の教科書採択につきましては、3ページに記載のとおり、教育委員会が評価委員会を設置し、調査委員会で調査

研究を行うとともに、教科書の法定展示会を実施いたします。事務局は調査研究報告と展示会での意見をまとめ、教育委員会に報告し、採択を実施いたします。

日程につきましては、4ページに記載のとおりとなり、7月下旬の教育委員会会議で採択を実施いたします。

続きまして、(4) 高等学校及び特別支援学校高等部の教科書採択につきましては、5ページに記載のとおり、各学校で教科書選定委員会を設置し、各校で調査研究、選定を行うとともに、法定展示を実施いたします。事務局は選定委員会の報告と展示会での意見をまとめ、教育委員会に報告し、採択を実施いたします。

日程につきましては、6ページ記載のとおりとなり、7月下旬の教育委員会会議で採択を実施いたします。

3 採択事務に関する情報公開につきましては、教科書採択の公正確保のため、採択終了までは非公開とし、その後、公開するものといたします。

4 教科書展示会につきましては、資料の記載のとおり、総合教育センターと市内10か所の図書館で実施いたします。垂水区につきましては、今年度より会場が垂水年金会館から垂水図書館へと変更になっております。

(福本教育長)

御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、教第1号議案を承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

報告事項1 教育長の臨時代理による神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

(福本教育長)

報告事項1、教育長の臨時代理による神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

(筒井教職員給与課長)

こちらは部活動の指導に係る特殊勤務手当の支給額の改定に係る教育長の臨時代理です。

こちらの規則につきましては、令和8年3月30日の令和8年度第18回教育委員会会議で改定の議決をいただいたものでございまして、誠に恥ずかしい話ではございますが、議決後、規則の効力発生に必要な公示手続、いわゆる紙を掲示板に公示する手続きが漏れておりまして、4月当初、規則は有効に成立していないという状況になっていました。

一方で、手当につきましては、既にシステムを改修して、4月以降学校から申請をいただいているという状況でございましたので、一刻も早く乖離を解消する必要があるということで、教育長の臨時代理により、資料3ページの附則部分を改正しています。元々は「令和8年4月1日から施行する」となっていたところを「公布日から施行」、「規則の規定は、令和8年4月1日から適用する」とさせていただきます。その後、公示手続を行います、現在有効な形になっています。それ以外の内容については、変更はございません。お詫びして報告を申し上げます。

(福本教育長)

御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

協議事項1 外国人児童生徒等への支援について

(福本教育長)

協議事項1、外国人児童生徒等への支援について、事務局より説明をお願いします。

(松浦国際教育担当課長)

まず、1. 神戸市の外国人児童生徒等の現状です。表にありますように、日本語指導が必要な児童生徒数は、昨年度742名ということで、5年前の2020年から比べると、約1.6倍になっています。昨年度も、一旦、日中関係の変化によって、中国に帰国されるという状況はありましたが、結果的には、増加の割合は変わらない状況です。

2. 現在の取組ですけれども、国の補助事業がありますので、それに基づき日本語指導や母語支援を行っています。

(1) 日本語指導に関しては、令和6年度より日本語ひろばを開設して、基本的な挨拶や学校で困らない表現等を勉強した上で学校に戻るというシステムを基本としています。日本語ひろばの学習が終わった後も、継続指導として、オンライン指導や取り出し授業を行っています。

日本語学習においては、大きく生活言語の日本語と学習言語の日本語の2つに分かれまして、生活言語の日本語をマスターした後でも、学習言語としての日本語を学ぶ必要性が

ありますので、JSL教室というところで、子供たちは勉強するようにしています。

(2) 母語による支援に関しては、来日2年未満の小・中学校の児童生徒に対しては、母語を話せる、ランゲージ支援員を派遣し、例えば、授業に同席して先生が言っていることを翻訳する支援や、子供のやり取りや困り事、不安感があったときに寄り添うような形で支援をお願いしています。授業においては、ポケトーク for スクールという、授業で先生が話したことを、子供のタブレットで母語に変えるという通訳ツールを利用しています。また、現在、児童生徒が使っている学習用タブレットのiPadに備わっている翻訳機能を子供同士あるいは、児童生徒と先生のやり取りにも使われています。一方、保護者の対応に関しては、先にお伝えしたランゲージ支援員の方に支援をいただいているほか、急遽の対応として、どこでも通訳という遠隔通訳システムを利用しています。

3. 今後の方向性ですけれども、昨今の事情から、外国人児童生徒数はこれからも増えていくだろうという見込みがありますので、それに応じて、どの学校に在籍していても同じような日本語教育が受けられるような指導体制を充実させていきたいと考えています。

(福本教育長)

なお、今後の方針に係る内容については、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に支障を生じるおそれがある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして後ほど非公開の場で協議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。それでは今の説明について、質問等ございますか。

(今井委員)

先日高校に行かせていただいた時の話ですが、まだ導入されて数年ですので、外国人特別選抜で入ってこられた生徒への対応に関して、苦労しながら頑張っているというお話をお聞きしました。また、以前行かせていただいた幼稚園でも、かなり外国にルーツのあるお子さんが増えていて、ランゲージ支援員に入ってもらいながら何とか対応しているが、支援員がいない時はすごく困りますといったお話も聞きました。そのため、今回は小・中学校の数字や対応を記載いただいておりますが、特別支援学校等、ほかの校種も含めた対応が現在どうなっているのか、あるいは、これからどうしていくのか教えてください。

もう一つ、小・中学校であれば、学習用タブレットが皆さんに配付されていて、通訳ツールを利用しているというお話がありました。例えば、日本語指導が必要な児童生徒同士が繋がって、日本語を学ぶ機会があるとか、そういう端末を使った日本語学習の仕組み

がどうなっているのか、今後の予定についても教えていただければと思います。

（松浦国際教育担当課長）

まず、他校種、小・中以外の幼稚園、高校についてです。特に神戸市立の定時制高校に外国人の生徒が増えているのは確かです。委員がおっしゃったように、幼稚園にも高等学校にもランゲージ支援員を派遣していますので、ニーズには一定程度は応えられているのではないかと思います。幼稚園に関しては、園児たちは日本語が話せる、話せないは別として、割と一緒にいることによって生活の雰囲気慣れてきますので、子供たち自身が困ることはありませんが、保護者対応としてランゲージ支援員がこれからは必要になってくるのではないかと思います。一方、高校生世代は、やはり日本語を学習する機会を設けていく必要があるため、今後考えていく必要があるのではないかと思います。

2つ目の学習用タブレットについて、日本語指導において、タブレットを直接使用することは今の段階ではありません。ただ、先ほどお伝えしましたように、日本語ひろばでの学習が終わった後に、オンライン教室を行っており、そこでタブレットを使った、オンラインによる継続指導を行っています。

（正司委員）

ランゲージ支援員は、大体週何時間ぐらい入っているのでしょうか。また、国際化の進展で、本当に様々な国の児童生徒が入ってこられているので、母国語を話すランゲージ支援員を探すのが難しいケースもあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

（古賀総括主幹教諭）

ランゲージ支援員に関しては、渡日直後に手厚い指導を行う体制が取れるようになっていきます。学校事情や子供に合わせて派遣日数や時間を調整し、派遣させていただきますので、工夫して使っていただいています。

また、確かに希少言語に関しては、対応が本当に難しいこともあります。例えば、現在ネパール語への対応が難しくなっていますが、ネパールの児童生徒は英語を話せる子が多いので、英語の支援員を派遣して代替するという工夫を行っているところです。

（福本教育長）

ほかに御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

協議事項 2 学校体育館空調の増強事業について

(福本教育長)

協議事項 2、学校体育館空調の増強事業について、事務局より説明をお願いします。

(小林施設担当課長)

1. 目的について、体育館の空調は令和元年から令和 5 年の 5 年間の間に、当時としては先駆けて、部分空調として 4 台ずつ空調機の設置を既に行っております。この結果、一定の効果を各学校で得ているという状況でありますけれども、しかしながら、昨今の異常高温が常態化するような現状におきましては、教育環境及び避難所環境の改善をやはり図っていかないといけない状況になっておりまして、体育館全体に空調の効果が及ぶ増強整備を試行的に 3 校で実施すると共に、残りの学校についても、現地調査を行っていききたいという今年度の事業の予定でございます。

2. 対象施設と整備目標について、対象施設は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校の体育館でございます。数は約 250 校という合計数になっております。

整備の目標の具体的な指標といたしまして、暑さ指数（WBGT）の指数 25 未満を目指します。このため、空調能力は 0.15 から 0.2kW/㎡の能力を目指しておりまして、こちらは、普通教室に既に設置しております空調機と同等の能力を想定しております。空調の熱源は適材適所で、電気方式または都市ガス方式のいずれかを今後検討していきたいと考えています。

(福本教育長)

なお、今後の方針に係る内容については、教育委員会会議規則第 10 条第 1 項第 6 号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、後ほど非公開の場で協議したいと思っております。よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございます。それでは、今後の方針以外の部分について、御質問等ございますか。

(今井委員)

体育館の空調に関しては、これまで要望されてきたことですので、今回増強に向けて動き出せることは大変ありがたいと思っています。ちょうど先日訪れた高等学校に関して、体育館は本来 4 台ずつ空調が設置されているはずだと思いますが、そこは 1 台も設置されていない場所があり、校長先生曰く、夏場の 3、4 か月ぐらいはほぼ使えないということ

でした。そのようなところも実態としてあるようなので、できるだけスピーディーに、この事業を進めていただきたいと思います。また、学校間で様々な違いもありますでしょうから、そのあたりも踏まえて、緊急に必要なところをできるだけ早く進めていただきたいと思います。

（山下委員）

イメージとしては、現在設置している空調機4台と同じような空調の数を増やしていくということでしょうか。

（小林施設担当課長）

現在ついております4台も含めて、空調設備として機能するように計画したいと思っております。台数につきましては、熱源の方式や体育館の規模によって数は異なりますが、現在の4台も含めて効果が出るように進めてまいりたいと思っています。

（山下委員）

ありがとうございました。大体壁際に設置されているので、体育館の中央についてはどうなるのかと思い、お尋ねしました。

（福本教育長）

ほかに御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

公開案件は以上となりますが、教育委員の皆様から教育委員会会議で取り上げるべき事項について、御意見はございますか。

それでは、本日の公開案件を終了いたします。

閉会13時50分